

研究開発型企业団地

テクノヒル名古屋

事業用地分譲・賃貸 募集要項

令和 6 年 7 月 5 日

(受付期間 令和 6 年 8 月 27 日～8 月 29 日)

名古屋市

目 次

第一章	募集の趣旨	1
第二章	対象土地の概要	2
1	所在地番	
2	事業用地の面積等	
3	アクセス	
4	土地の利用方法	
5	分譲価格等	
6	法規制等	
7	インフラの概要	
8	その他	
第三章	募集要領	9
1	申込資格	
2	申込方法	
3	その他	
第四章	立地企業の決定	1 2
1	基本的な考え方	
2	審査方法	
3	意見聴取委員等への接触の禁止	
第五章	契約の締結及び土地代金支払い方法	1 3
1	契約の締結	
2	工事着工までの流れ	
3	事務局	
4	関連データ	
第六章	優遇措置	1 7
1	なごやサイエンスパーク研究開発型企业団地研究開発施設等立地補助金	
2	名古屋市における設備資金に対する主な中小企業向け融資制度	
3	愛知県における不動産取得税の減額（産業立地促進税制）	
■	「テクノヒル名古屋」への立地に関するお問い合わせ先一覧	2 0

第一章 募集の趣旨

名古屋市では、守山区の志段味地区において、人と環境にやさしいヒューマンサイエンスの創造という理念のもと、産・学・行政の連携による先端科学技術の振興と新たな産業の創造に向け、総合的な研究開発拠点の形成を図る「なごやサイエンスパーク事業」を展開しています。

「なごやサイエンスパーク」では、産・学・行政による研究開発施設が入居する「先端技術連携リサーチセンター」をはじめ、「(国研)産業技術総合研究所中部センター」といった公的研究機関・施設の集積が進んでおり、日々活発な研究活動が行われています。

「テクノヒル名古屋」は、「なごやサイエンスパーク」内に集積した科学技術の研究成果を産業の高度化・活性化や新産業の創出につなげることを目指した研究開発型企业団地です。

この「テクノヒル名古屋」は、公的研究機関との近接性のもとより、東名高速道路守山スマートインターチェンジが車で約5分の距離にあるなど、企業立地にとってたいへん優れた環境が整っています。

ぜひ、この募集要項をよくご覧いただき、「テクノヒル名古屋」の分譲・賃貸にご応募くださいますようお願い申し上げます。

<なごやサイエンスパークの各ゾーン>



第二章 対象土地の概要

1 所在地番

名古屋市守山区花咲台二丁目 901 番 4
テクノヒル名古屋E-5区画

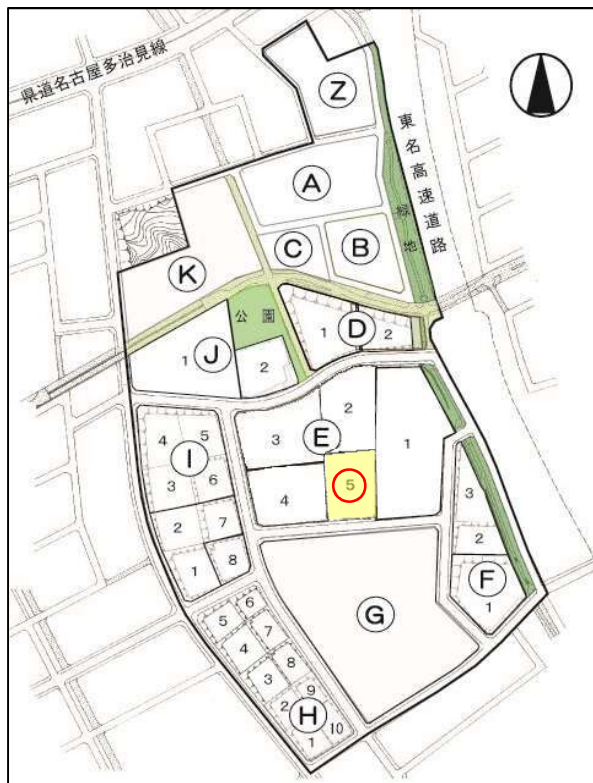
2 事業用地の面積等

面 積：2,440.52 m²※

登記地目：雑種地

※上記の面積は実測地積で、公簿地積は2,440 m²です。

<テクノヒル名古屋全体図>



<写真>

南西側より



北東側より

<航空写真>

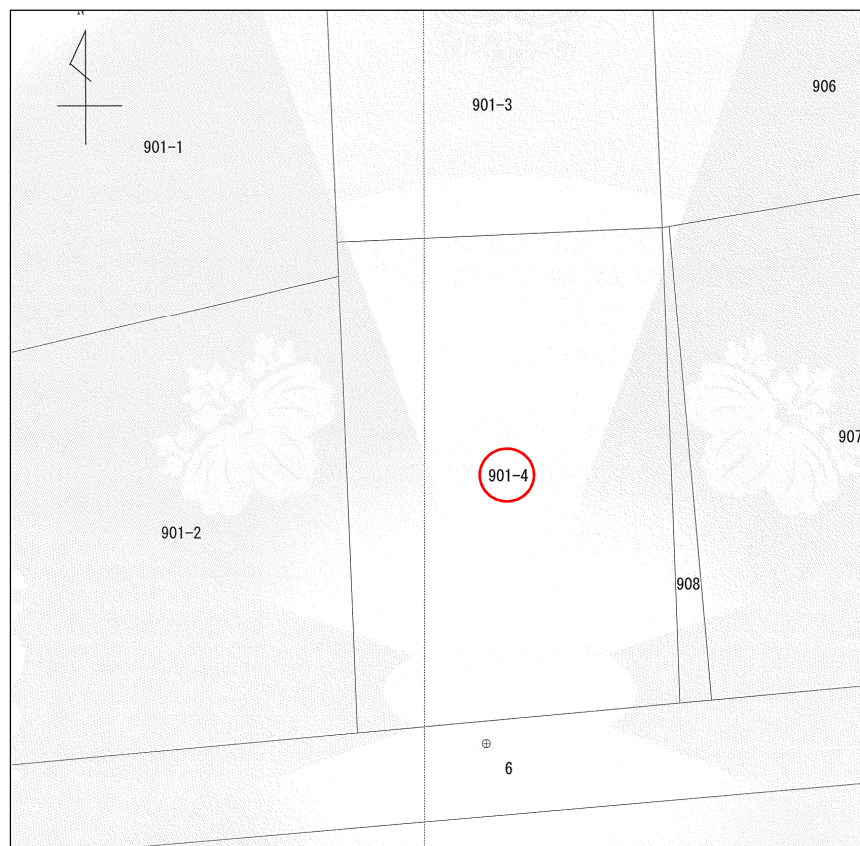


北側隣地（901 番 3）との境界は、法面の上部にあります

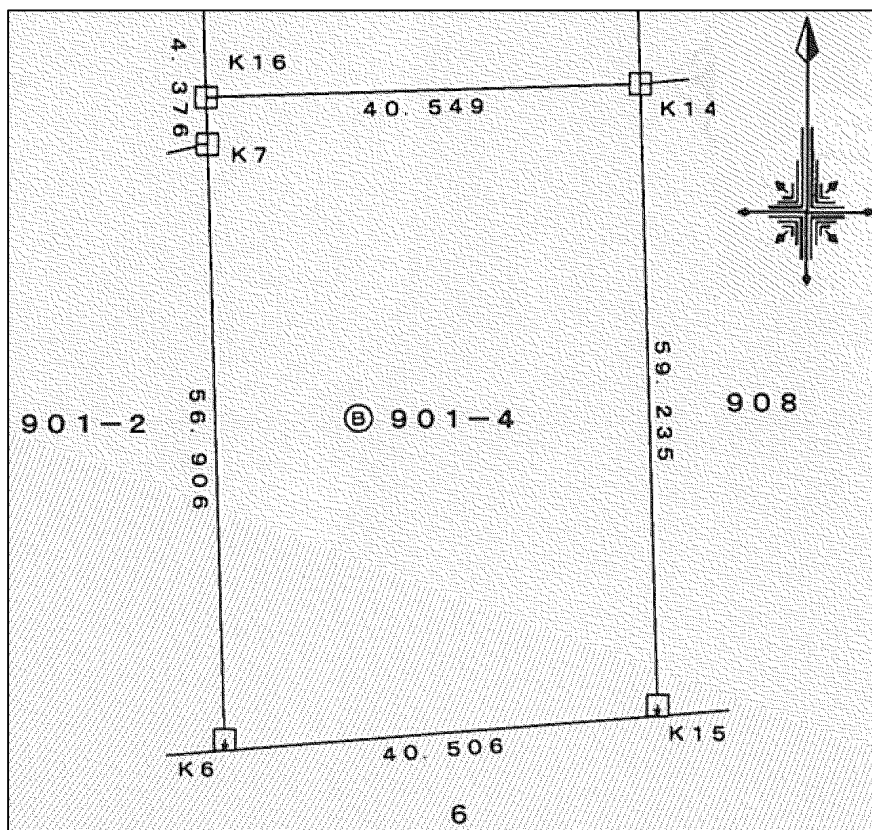
東側隣地（908 番）との境界は、東側隣地企業のフェンスより西側にあります

国土地理院の空中写真（2017 年 4 月撮影）より作成

<公図>



<詳細図>



3 アクセス

(1) 公共交通機関

- 地下鉄・JR・名鉄「大曽根」駅からガイドウェイバス（ゆとりーとライン）で最寄りバス停「志段味西小学校」まで約25分、下車徒歩約8分

(2) 自動車

- 東名高速道路「守山スマートIC」から約5分
- 東名高速道路「春日井IC」から約15分
- 名古屋第二環状自動車道（名二環）「松河戸IC」・「小幡IC」から約15分

4 土地の利用方法

分譲又は賃貸借

5 分譲価格等

(1) 分譲価格

単 価	価 格
74,438 円 / m ²	181,667,428 円

注 この価格は、令和6年12月末までに契約する場合に適用します。
（当該期間までに契約できない場合は、土地鑑定評価等の結果により変更する場合があります。）

(2) 賃料

賃料月額	保証金
514,725 円	18,166,743 円

注 この価格は、令和6年12月末までに契約する場合に適用します。
（当該期間までに契約できない場合は、土地鑑定評価等の結果により変更する場合があります。）

- (3) 対象土地を賃貸借する場合は、原則10年から20年の事業用定期借地権によります。また、賃貸借契約後の賃料は、3年毎に消費者物価指数や分譲価格をもとに見直しを行います。

6 法規制等

(1) 都市計画上の制限

用途地域：準工業地域

容 積 率：200%

建ぺい率：60%

防火指定：準防火地域

特別用途地区：研究開発地区、大規模集客施設制限地区

地区計画：志段味ヒューマンサイエンスパーク吉根地区計画

(2) 特別用途地区等による建築制限の内容

ア 名古屋市研究開発地区建築条例により、次に掲げる建築物の建築が禁止されます。

- 1 住宅(研究所、試験所、研究支援施設、開発・試作型工場、大学その他これらに類する研究開発の用に供する建築物又は研究開発を推進し、その成果の普及等を図るための研修施設、交流施設その他これらに類する用途に供する建築物(以下「研究開発施設」と総称する。)に附属するものを除く。)
- 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(研究開発施設に附属するものを除く。)
- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿(研究開発施設に附属するものを除く。)
- 4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)
- 5 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- 6 ホテル又は旅館(研究開発施設に該当するものを除く。)
- 7 自動車教習所
- 8 畜舎でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの(研究開発施設に該当するものを除く。)
- 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 10 カラオケボックスその他これに類するもの
- 11 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令で定めるもの
- 12 倉庫業を営む倉庫
- 13 キャバレー、料理店その他これらに類するもの

イ 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例により、建築基準法別表第2(わ)項に掲げる建築物(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場

の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万㎡を超えるもの)の建築が禁止されます。

ウ 名古屋都市計画志段味ヒューマンサイエンスパーク吉根地区計画により、次に掲げるような制限がされます。

- 1 建築物の敷地面積の最低限度 : 500 ㎡
 - 2 壁面の位置 : 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は5m以上、隣地境界線までの距離は2m以上とする。
 - 3 建築物の高さの最高限度 : 20m
 - 4 垣又はさくの構造の制限 : 道路に面する部分の垣又はさくは、生垣とする。
- ※ 地区計画の区域内においては、着工の30日前までに名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課への届出が必要です。**

(3) 関連事項

ア 砂防法による砂防指定地及び宅地造成等規制法による宅地造成等工事規制

- ・区域土地の現状を変更するなど一定の行為については、愛知県尾張建設事務所での砂防指定地内行為にかかる手続きが必要です。
- ・切土で2m、盛土で1mを超えるがけができる工事や、切り盛りする土地の面積が500㎡を超える工事などについては、名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課における手続きが必要です。

イ 法面の取扱い等

- ・雨水等が隣接区画に流入しないよう排水設備等を整備してください。なお、造成や建築等の工事を施工する場合は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可などの手続きが必要です。
- ・がけ付近の建築にかかる愛知県建築基準条例第8条の適用となる場合があります。
- ・北側隣地との境界は、法面の上部にあります。建築計画によっては、北側隣地立地企業及び本市との協議が必要になります。

ウ 緑化

名古屋市の「緑化地域制度」に基づき、敷地面積の100分の15以上の緑化を行ってください。詳細は、名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課にお問い合わせください。

エ 環境諸法令の遵守

事業者には、環境への負荷をできるかぎり少なくする事業活動が求められています。環境保全や公害防止等に関する法令等に基づき適正な手続き・処理を行ってください。

オ その他の事項についても、関係諸法令を遵守してください。建築制限等については、あらかじめご自身で確認してください。

7 インフラの概要

(1) 南側道路 幅員 12 m

歩道乗入施設の工事費用は立地企業の負担となります。詳細は、名古屋市守山土木事務所にお問い合わせください。

(2) 上水道 管径φ100～200、下水道 管径φ250～300

水道本管は各区画の外周道路に埋設されています。下水道は雨水・汚水分流式となっています。雨水は道路側溝へ排水し、汚水は外周道路に埋設されている下水管に排水します。各敷地への給水管引込み工事及び排水管の取付工事については名古屋市上下水道局営業部給排水設備課にお問い合わせください。また、雨水の排水については、名古屋市守山土木事務所にお問い合わせください。なお、各敷地への取付工事は、立地企業による工事費等の負担金が必要となります。

(3) 電力（普通高圧、高架式）

普通高圧電力を高架により引き込みます。なお、敷地への引込工事代金等の詳細につきましては、中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社にお問い合わせください。

(4) ガス（低圧）

外周道路のガス管理設状況及びガス工事代金につきましては、東邦ガスネットワーク(株)にお問い合わせください。

(5) 電話

敷地内の電話用配管及び電柱等については、立地企業の負担が必要となります。詳細は、西日本電信電話(株)にお問い合わせください。

8 その他

(1) 契約不適合責任の免責

土地売買又は賃貸借に関する契約締結後、当該敷地に品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が発見されても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金若しくは賃料の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(2) 現地の確認について

現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。募集公表の日から、応募書類の提出期限の日までの間、敷地内は自由に見学いただく

て構いませんが、見学の際は、設置されている柵などを破損させたり、みだりに隣接地に立ち入ったり、違法・迷惑駐車を行うなど、近隣のご迷惑にならないようご配慮をお願いします。また、敷地内で起きた事故等について、名古屋市は一切責任を負いません。

(3) 物件の引渡しについて

契約後の引渡しは、現状有姿で行います。本要項の記載事項と現状に差異が生じている場合は、現状を優先します。

(4) 操業開始の期限

契約締結後3年以内に研究開発施設等の建設を完了し、操業を開始してください。

(5) 周囲の企業との調和

「テクノヒル名古屋」には複数の企業が立地し、事業活動に取り組んでいます。そうした中には精密作業が発生する事業を行っている企業もあることから、それらの企業における事業活動との調和を図りながら、研究開発施設の建設及び事業を実施してください。

第三章 募集要領

1 申込資格

申込みができるのは、次に掲げるすべてに該当する企業です。

- ① 「医療・福祉・健康関連」「生活文化関連」「情報通信関連」「新製造技術関連」「環境関連」「バイオテクノロジー関連」「航空・宇宙関連」「新エネルギー・省エネルギー関連」「住宅関連」などの先端的産業分野にかかる研究開発を行う企業
- ② 募集区画において、研究開発施設、試作等を行う工場等を自ら建設し、運営する企業
- ③ 施設建設及び運営に必要な資力並びに信用を有する企業
- ④ 環境保全に積極的で、周辺住民等に誠意を持って対応できる企業
- ⑤ 隣接する既立地企業との調和を図りながら事業を実施できる企業
- ⑥ 契約締結後3年以内に研究開発施設等の建設を完了し、操業を開始できる企業

※募集公表の日から契約までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている方は、申込資格がありません。

※なお、法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

2 申込方法

次の書類を下記の受付期間内に事務局へ提出してください。

(1) 提出書類

提出書類	作成様式等
① 分譲等申込書	様式第1号
② 企業概要書	様式第2号
③ 施設計画概要書	様式第3号
④ 事業内容等計画書	様式第4号
⑤ 環境保全計画書	様式第5号
⑥ 誓約書	様式第6号
⑦ 法人役員等に関する調書	様式第7号
⑧ 法人登記簿謄本（登記全部事項証明書）、定款	個人の場合は、住民票及び本人が確認できる書類
⑨ 最近3期分の貸借対照表、損益計算書、 営業報告書又はこれらに準ずるもの	
⑩ 最近1年間の法人税、法人市民税、固定資産税 の納税証明書	個人の場合は、申告所得税、個人市民税及び固定 資産税の納税証明書
⑪ その他、「テクノヒル名古屋」で実施予定の研 究開発内容がわかる資料等	

必要に応じて、追加書類その他の書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

第五章3の事務局に持参し提出してください。提出する前日までに事務局と電話で提出日時を調整してください。

(3) 受付期間

令和6年8月27日（火）から令和6年8月29日（木）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

3 その他

- ・ 申込みに要した費用は、全て申込企業の負担とします。
- ・ 事務局に提出された書類は返却しません。
- ・ 書類の提出以後に辞退する場合は、必ず書面（書式は任意）により届け出てください。
- ・ 書類の提出以後、法人名、所在地、代表者又は役員に変更があったときは、速やかに書面（書式は任意）により届け出てください。

第四章 立地企業の決定

1 基本的な考え方

申込企業が申込資格を満たしているかどうかについて、名古屋市が設置する「なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地企業立地に関する意見聴取会」による意見聴取を行い、名古屋市が決定します。

2 審査方法

- (1) 申込企業について、資格審査を行います。審査に当たっては、申込企業に意見聴取会へ出席いただきます。
- (2) 複数企業から申込があり、資格審査の結果、要件を満たす企業が複数あった場合は、申込企業のうち第1順位及び次順位を選定します。
- (3) 第1順位に選定されなかった場合でも、第1順位企業が辞退したときは、契約相手方となる可能性があります。
- (4) 受付期間内に申込みがなかった場合は、以降、随時受付とし、申込みがあった都度、当該申込企業について意見聴取会等により、立地企業の決定にかかる手続きを行うものとします。当該企業にかかる可否が決定するまで、新たな申込みは受け付けないものとします。

3 意見聴取委員等への接触の禁止

申込企業が、立地決定までに、自己の申込が審査において有利な扱いを受けようとすることを目的として、意見聴取委員、名古屋市職員等に対する接触を行った場合は、失格とします。

第五章 契約の締結及び土地代金支払い方法

1 契約の締結

(1) 契約時期

契約相手方企業決定通知を受け取った日から原則として30日以内に契約締結申込書を提出していただきますが、その提出日は契約日から遡って5日以内となります。なお、契約に伴う費用は立地企業の負担となります。

(2) 土地の引渡し

対象土地の売買代金（分譲の場合）又は保証金（賃貸借の場合）の納入を名古屋市が確認した後、原則両者の立会いのもと引き渡します。

(3) 代金支払い方法

ア 対象土地の分譲を希望し、一括支払いする場合

売買代金は、名古屋市が発行する納入通知書により、契約締結日から14日以内に、名古屋市が指定する金融機関にてお支払いください。なお、契約締結日から14日以内に契約保証金（売買代金の10%以上）を支払われる場合は、契約締結後30日以内に残金をお支払いいただくことも可能です。

イ 対象土地の分譲を希望し、長期延納払いする場合

（一定の条件に該当する場合、利用していただけます。）

契約締結日から14日以内に、売買代金のうち、10%以上の即納金を、名古屋市が指定する金融機関にてお支払いください。残金については、契約時点の市債（10年債）利率を適用し、契約締結の日から9回（9年）以内に元金均等払いによりお支払いいただきます。（繰上げ払いも可能です。）

ウ 対象土地の賃貸借を希望する場合

保証金（分譲価格の10%）並びに契約締結日の属する月の賃料（月額賃料を日割りします。）及び翌月分の賃料を、契約締結日の前日までに、名古屋市が指定する金融機関にてお支払いいただきます。以後、毎月、名古屋市が発行する納入通知書により翌月分の賃料を前月末日までに名古屋市が指定する金融機関にてお支払いください。

(4) 契約不適合責任の免責

土地売買又は賃貸借に関する契約締結後、当該敷地に数量その他隠れたかしがあることが発見されても、売買代金若しくは賃料の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(5) 分譲を希望する場合

ア 所有権移転等

（ア）対象土地は、現状有姿で引渡します。

（イ）所有権移転登記は、名古屋市が行います。なお、登録免許税など登記に

伴う費用は立地企業の負担となります。

(ウ) 契約後 10 年間は名古屋市による土地買戻特約を付すため、契約違反の場合は名古屋市が対象土地の買戻しを行うことがあります。

(エ) 長期延納制度をご利用の場合、所有権移転の時期は、即納金納付後になります。

(オ) 長期延納制度をご利用の場合、土地売買に関する契約の締結後、公正証書を作成します。なお、契約に伴う費用、公正証書作成手数料などの経費は立地企業の負担となります。

イ 譲渡等制限

土地売買に関する契約締結後 10 年間は、対象土地の第三者への譲渡、又は対象土地に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定することはできません。10 年間経過後において、対象土地を第三者へ譲渡する場合にも、第三者との売買契約締結前に名古屋市へ連絡してください。また、研究開発地区内であるため、土地の利用方法等について制限される場合があります。

(6) 賃貸借を希望する場合

ア 借地権の種類及び期間

借地借家法第23条に規定される事業用定期借地権とし、契約期間は 10 年以上 20 年以下とします。

イ 借地権の内容

(ア) 借地借家法第23条により、契約更新及び建物築造による契約期間延長はなく、また、建物買取請求はできません。

(イ) 契約期間満了後は、立地企業の負担により建築物等を撤去し、更地として原状に復してから、名古屋市へ返還していただきます。引き続き、当該土地において事業活動をしようとする場合は、本市との協議の上、土地を購入することも可能です。(分譲価格は、売買契約の締結前に土地鑑定評価等を実施して決定します。)

ウ 賃料・保証金

(ア) 賃料は消費者物価指数や分譲価格をもとに 3 年ごとに見直しを行います。

(イ) 保証金は契約満了時に精算して返還します。ただし、利息は付しません。

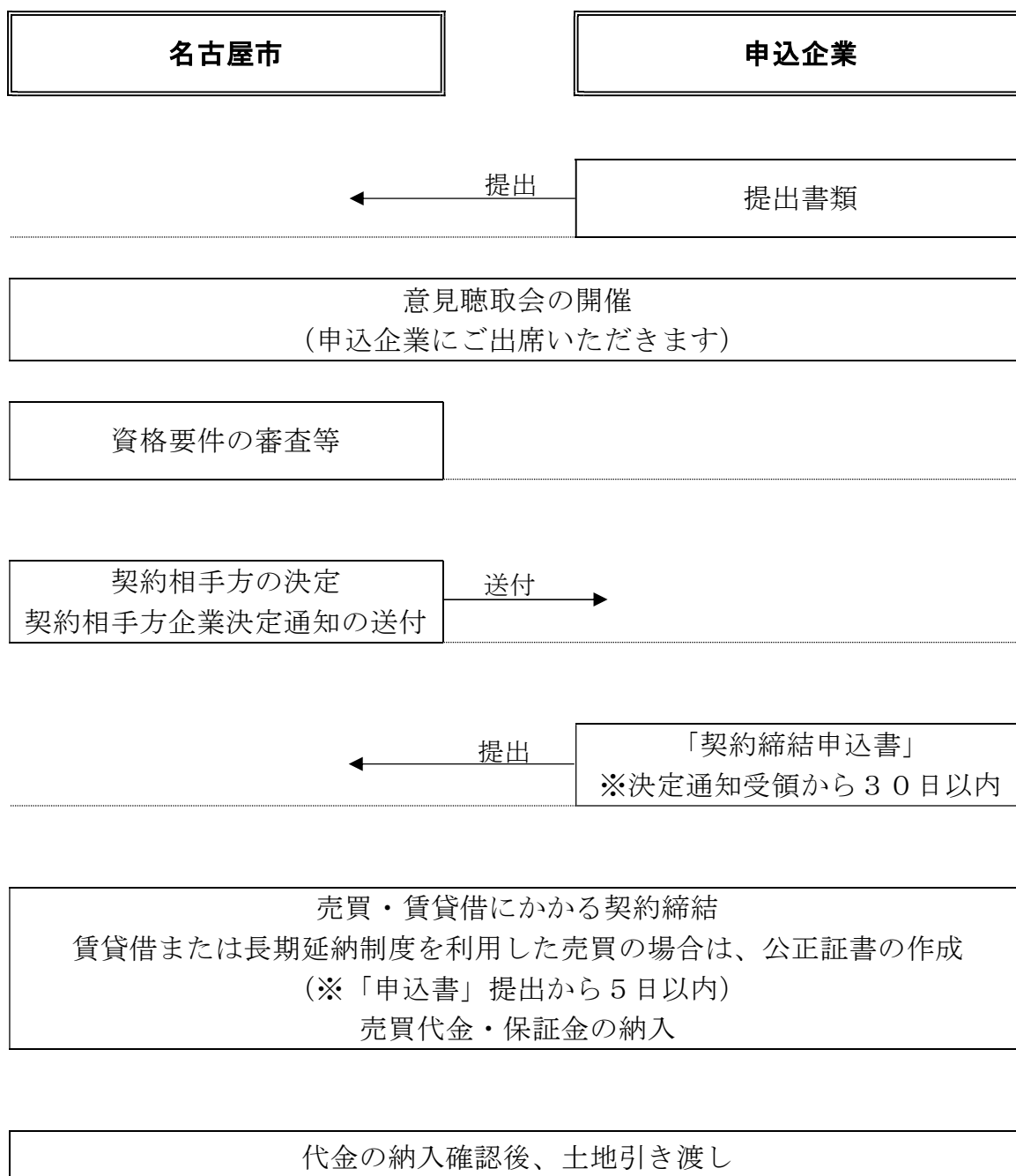
エ 契約

土地の賃貸借に関する契約の締結後、公正証書を作成します。なお、契約に伴う費用、公正証書作成手数料などの経費は、立地企業の負担となります。

オ 転貸等制限

対象土地を第三者に転貸すること、賃貸借契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡又は承継させること、又は、その権利を担保にすることはできません。

2 工事着工までの流れ



3 事務局

名古屋市経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

所在地 : 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

担当 : 加藤、木下

電話番号 : 052-972-2419

FAX : 052-972-4135

E-mail : a2419@keizai.city.nagoya.lg.jp

4 関連データ

名古屋市公式ウェブサイトにて、本募集要項、様式等を公開しています。

トップページ＞事業向け情報＞産業振興＞事業者等への支援＞
技術相談、研究開発支援＞研究開発支援＞なごやサイエンスパーク＞
「テクノヒル名古屋」立地企業の募集

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000176072.html>

第六章 優遇措置

1 なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地研究開発施設等立地補助金

補助対象施設	研究開発施設、試作等を行う工場等	
補助対象分野	①医療・福祉・健康関連 ②生活文化関連 ③情報通信関連 ④新製造技術関連 ⑤環境関連 ⑥バイオテクノロジー関連 ⑦航空・宇宙関連 ⑧新エネルギー・省エネルギー関連 ⑨住宅関連 ⑩その他、本市産業の高度化に資するものとして市長が認めるもの	
補助対象経費	研究開発施設等の新設に要する建物及び設備の取得費 ◎建物：建設費、調査測量費、造成費、設計監理費、外構工事費 ◎設備：補助対象施設に設置するため、新たに購入した機械及び器具 （取得価額 50 万円未満のものを除く。）の取得費 <u>※いずれも、操業開始から 3 か月以内に支払いが完了したものに限り ます。</u>	
補助率	中小企業者	補助対象経費の 10%以内
	その他の者	補助対象経費の 6%以内
補助限度額	1 億円 （※ただし、愛知県の間接補助の対象となる場合、投資規模等の要件により 10 億円となります。）	
制限事項	補助対象となった資産に関しては、不動産については補助金交付年度の翌年度から 10 年間、機械等については補助金交付年度の翌年度から 5 年間、目的外使用、譲渡、交換、貸付等を行うことはできません。	
申請等手続 （提出期限）	事業認定申請	補助対象施設の建設に着手する日の 15 日前まで <u>※補助事業が 2 年度以上にわたる場合で、建設工事の 開始年度に費用の支払いが発生しない場合に限り必要 です。</u>
	交付申請	補助対象施設の建設に着手する日の 15 日前まで <u>※補助事業が 2 年度以上にわたる場合、実績報告を行 う年度の 4 月 1 日に提出してください。</u>
	実績報告	操業を開始した日から 6 か月以内 <u>※上記の日が当該年度の 3 月 31 日より遅い場合、当 該年度の 3 月 31 日までに提出してください。</u>

2 名古屋市における設備資金に対する主な中小企業向け融資制度

小規模企業等 振興資金 (通常)	融 資 対 象	市内で事業を営む従業員が 50 人以下の会社・個人など
	融 資 限 度 額	5,000 万円
	融 資 期 間 及 び 利 率	設備・運転資金 3 年以内 年 1.3% 5 年以内 年 1.4% 7 年以内 年 1.5% 設備資金 10 年以内 年 1.6% <u>※記載利率のほか、名古屋市信用保証協会に対する信用保証料が必要です。</u>
経 営 強 化 支 援 資 金 (大口)	融 資 対 象	市内で事業を営む会社・個人など
	融 資 限 度 額	1 億 5,000 万円
	融 資 期 間 及 び 利 率	設備資金 3 年以内 年 0.9% 5 年以内 年 1.0% 7 年以内 年 1.1% 10 年以内 年 1.2% 運転資金 1 年以内 年 1.3% 3 年以内 年 1.4% 5 年以内 年 1.5% 7 年以内 年 1.6% <u>※記載利率のほか、名古屋市信用保証協会に対する信用保証料が必要です。</u>

※上記の融資条件は令和 6 年 6 月現在のものです。

※上記の名古屋市信用保証協会の信用保証付融資制度のほか、(公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの各種融資制度があります。詳細は、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課〔☎(052)735-2100〕までお問い合わせください。

3 愛知県における不動産取得税の減額（産業立地促進税制）

対 象 期 間		対象区域の指定のあった日から令和 7 年 3 月 31 日まで
対 象 不 動 産	家 屋	事業（市町村の長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定）の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 <u>※ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から 3 年以内ならば対象</u>
	土 地	対象期間中に取得し、その取得の日から 3 年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地
要 件		当該家屋等が、次のいずれにも該当すること ①設備投資額（家屋及び償却資産の取得費用[土地を除く]）が 1 億円以上 ②常時雇用する労働者が 5 人以上
軽 減 額		中 小 企 業 者：不動産取得税額の 4 分の 3 に相当する額 その他（大企業等）：不動産取得税額の 2 分の 1 に相当する額

※詳細は、愛知県経済産業局産業立地通商課〔☎(052)954-6372〕までお問い合わせください。

■「テクノヒル名古屋」への立地に関するお問い合わせ先一覧

お問い合わせの 内 容	お問合せ先	所在地	電話番号
研究開発地区の建築 制限に関する事	名古屋市住宅都市局 建築指導部建築指導課	中区三の丸三丁 目 1 番 1 号	(052)972-2918
地区計画の届出に 関すること	名古屋市住宅都市局 都市計画部都市計画課	中区三の丸三丁 目 1 番 1 号	(052)972-2713
宅地造成等規制法に かかる工事に関する こと	名古屋市住宅都市局 建築指導部開発指導課	中区三の丸三丁 目 1 番 1 号	(052)972-2733
道路に関する事	名古屋市 守山土木事務所	守山区緑ヶ丘 828 番地	(052)793-8531
上水道及び下水道に 関すること	名古屋市上下水道局 給排水設備課	中区三の丸三丁 目 1 番 1 号	(052)972-3648
	名古屋市上下水道局 東部営業センター	千種区振甫町 3 丁目 34 番地 2	(052)722-8750
緑化に関する事	名古屋市緑政土木局 緑地部緑地維持課	中区三の丸三丁 目 1 番 1 号	(052)972-2465
環境規制及び届出等 に関する事	名東区公害対策課	名東区上社二丁 目 50 番地	(052)778-3108
危険物・消防用設備に 関すること	名古屋市消防局 守山消防署予防課	守山区西新 11 番 8 号	(052)791-0119
砂防法に関する事	愛知県尾張建設事務所 維持管理課	中区三の丸二丁 目 6 番 1 号	(052)961-4421
電線の引き込み等に 関すること	中部電力パワーグリッド(株) 旭名東支社	尾張旭市庄南町 二丁目 1-10	(0120)929-265
ガス管の引き込み等 に関する事	東邦ガスネットワーク(株)	熱田区桜田町 19 番 18 号	(0570)010104
電話回線等に関する こと	西日本電信電話(株) 名古屋支店	中区大須四丁目 9 番 60 号	116